

第4 使用許可内容の変更

1 変更の原則

行政財産の使用者から、規則第13条の規定により使用許可内容の変更について申請があったときは、その変更を認めても行政財産本来の用途又は目的を妨げず、また原形の変更を伴う場合には、その変更が軽易であり行政財産本来の目的を阻害せず、かつ、原状回復が容易であると認める場合に限り承認することができるものとするが、その取扱いについては慎重に行うものとする。

2 変更の取扱いについて

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可内容の変更は認めず、新たに使用許可の申請をさせること。

ア 会社又は団体の合併又は分割に伴う変更(ただし、グループ会社再編による合併又は分割で、新会社へ許可を承継しても差し支えないと認められる場合を除く。)

イ 申請者の変更(アに該当しない社名、団体名、所在地等の変更は除く。この場合は、変更後の社名、団体名等を直ちに報告させること。)

ウ 使用目的の変更

(2) 会議室等の使用を許可した場合において、使用の許可を受けた者から規則第13条の規定により行政財産の使用許可内容の変更について申請がされても、これを認めないものとする。

(3) 使用期間の延長、使用面積の増加等により、当初の使用料よりも増額になる場合は、遅滞なくこれを徴収すること。なお、使用期間の短縮や使用面積の減少等により、当初の使用料が減額になる場合については、使用料条例第4条の規定に従い還付しないこと。